「令和８年熊本地震」により被災された皆様へ

# 住宅の被害拡大を防ぐための応急修理（緊急修理）制度があります

## （屋根、外壁、建具等へのブルーシート展張など）

## 制度の対象と支援内容

**住家のみ対象。物置、倉庫や駐車場等は対象外**

### 対象となる住宅と世帯

住家が「準半壊程度相当」の損傷を受け、放置すると被害拡大の恐れがある世帯が対象です。

1世帯あたり

**56,400（税込）円以内**

### 次のような修理が対象

・ブルーシートの展張
・ベニヤ板による簡易補修
・落下防止ネットの展張　等

### 支援内容に含まれるもの

資材費（ブルーシート、ロープ、土のう）や、修理業者への労務費が含まれます。

### 対象となる修理箇所

屋根、外壁、建具（窓・玄関）など、雨漏りや風雨の侵入を防ぐための必要な部分。

## 申請の流れと実施方法

### 窓口相談と写真撮影

被害状況がわかる写真を撮影し、担当窓口で相談してください。
写真や現地確認により被害状況を判断し、手続をご案内します。

※すでに修理業者へのお支払いが済んでいる場合は、対象となりません。
※被害状況がわかる写真を撮影していない場合は、対象とならない場合があります。

⬇

修理業者から修理に係る見積書を作成してもらい、町へ申請書類と一緒に提出してください。

⬇

町から修理業者に修理を依頼します。二次被害を防ぐため、迅速に完了させてください。

応急修理制度の利用に当たっては、被害箇所・修理箇所が分かるよう

**“写真”**

をできるだけ多く撮影して下さい。カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

### 悪質商法に注意！

「火災保険で無料」などの言葉を巧みに使う業者に注意し、契約前に自治体へ相談してください。

【問い合わせ先】
御船町役場建設課都市計画係
☎ 096-282-1312

災害救助法が適用された際に活用できる「住宅の応急修理」制度についてまとめています。

| 緊急修理・応急修理比較表 | | | |
|---|---|---|---|
| 項目 | 緊急修理（表面に記載） | 応急修理 | |
| 主な目的 | 被害の拡大を防ぐ | 最低限の生活機能の回復 | |
| イメージ | 「雨風をしのぐための応急処置」 | 「元の家に住み続けるための最低限の修理」 | |
| 作業内容 | ブルーシートの展張、ベニヤ板による簡易補修などによる塞ぎ | 屋根、窓、配管、トイレ等の修理 | |
| 時期 | 災害直後の「今すぐ」 | その後の「住める状態にする段階」 | |
| 支出できる費用 | 資材費、修理に要する労務費、修理に係る事務費等 | 原材料費、労務費、修理事務費等 | |
| 費用の限度額（１世帯当たり） | ５６，４００円<br>（準半壊相当以上） | ７５７，０００円<br>（大規模半壊・中規模半壊・半壊） | ３６７，０００円<br>（準半壊） |
| 損傷状況の判断方法 | 被害状況の写真等で判断（写真での判断が困難な場合は現地確認） | 罹災証明書の罹災判定で判断 | |
| 町から費用を支払う相手 | 修理業者（被災者御本人にはお支払いできません） | 修理業者（被災者御本人にはお支払いできません） | |
| 受付時期 | ８月３日(月)から | 未定（準備が整い次第、周知予定）<br>※受付は罹災証明書が発行されてから | |
| 受付窓口 | 庁舎２階　建設課都市計画係 | 庁舎２階　建設課都市計画係 | |

〇本制度は、申請時に地震による被害状況が分かる写真が必要です！！

〇<u>修理業者に代金を支払ってしまうと制度を利用できません</u>！！

〇応急修理は日常生活に必要不可欠な最小限度の部分に対する制度です。対象外となる修理もありますので、必ず事前に担当窓口へお問い合わせください。